

悪質な交通違反及び重大な交通事故に係る懲戒処分の基準（標準例）

1. 標準的な処分量定

違 反 及 び 事 故 の 態 様		基 準
飲酒運転を行った場合		
1	酒酔い運転をした教職員	免職
2	酒気帯び運転で人を死亡させ、又は傷害を負わせた教職員	免職又は停職
3	2で事故後の救護を怠る等の措置義務違反をした教職員	免職
4	酒気帯び運転をした教職員	停職又は減給
5	4で物の損壊に係る交通事故を起こした教職員	免職又は停職
飲酒運転以外の場合		
6	飲酒運転以外で人を死亡させ、又は重篤な傷害を負わせた教職員	免職、停職、減給又は戒告
7	飲酒運転以外で人に傷害を負わせた教職員	停職、減給又は戒告
8	6及び7で事故後の救護を怠る等の措置義務違反をした教職員	免職、停職又は減給
9	著しい速度違反(50km以上)、無免許運転等の悪質な交通違反をした教職員	停職又は減給
10	9で物の損壊に係る交通事故を起こした教職員	免職又は停職